

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票日	区市町村	
	区	市
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	一三三、九二七円	一〇八、四二七円
休日	二二三、〇一円	一九七、五一円
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	一四五、二六二円	一二一、五〇九円
休日	二五六、六一七円	二一〇、五九三円
投票日の選挙人の数	二百人以上	二百人以上
平日	一九三、四二二円	一八〇、六七二円
休日	三二七、〇四八円	三一四、二九八円
投票日の選挙人の数	二百人以上	二百人以上
平日	一一二、九七二円	一八七、四七二円
休日	三四六、五九八円	三二一、〇九八円
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	一一二、九二二円	二〇五、六七五円
休日	三四六、五四八円	三六一、五七二円
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	二六二、七〇四円	二五六、四六二円
休日	四一七、六〇一円	四七九、一七三円
投票日の選挙人の数	一万人以上	一万人以上
平日	三〇四、〇四一円	二九八、八〇〇円
休日	五二六、七五一円	五八八、三二三元
投票日の選挙人の数	二万五千人以上	二万五千人以上
平日	三四一、六七五円	三三四、六八七円
休日	五八六、六五六円	六六八、七五二円
投票日の選挙人の数	二万人以上	二万人以上
平日	三六五、一四五円	三五八、一五七円
休日	六五四、六六八円	七三六、七六四円
投票日の選挙人の数	区市町村	町
平日	三四四、二〇五円	二八五、五三二円
休日	七四五、〇八三円	六七七、〇七二円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

現行

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票日	区市町村	
	区	市
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	一六〇、四五六円	一六四、五一二円
休日	二七二、二八六円	二九七、五〇八円
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	一七八、一八六円	一八二、二四二円
休日	三一一、一八二円	三三七、四〇四円
投票日の選挙人の数	二百人以上	二百人以上
平日	二一六、一二七円	二二〇、一七三円
休日	三七二、二七九円	三九七、五〇一円
投票日の選挙人の数	二百人以上	二百人以上
平日	二三四、八一二円	二二五、九二五円
休日	三八九、九七三円	四〇三、二五三円
投票日の選挙人の数	五百人以上	五百人以上
平日	二五八、六九三円	二六六、八〇五円
休日	四三六、〇二二円	四八八、四六五円
投票日の選挙人の数	一万人以上	一万人以上
平日	三〇七、九七六円	二九九、〇九〇円
休日	五二九、六三六円	五四二、九一六円
投票日の選挙人の数	二万五千人以上	二万五千人以上
平日	三八二、八六一円	三三八、〇三三円
休日	六二八、八五三円	六六八、三五五円
投票日の選挙人の数	二万人以上	二万人以上
平日	四八二、九八二円	四九九、二〇六円
休日	八八一、九七〇円	九八六、八五八円
投票日の選挙人の数	区市町村	町
平日	一一七、二八三円	一〇七、七三七円
休日	二一七、二八三円	二〇七、二八三円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
二千人未満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七
二千人未満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一六、六三九
三千人未満	一七、四五六	一八、五二二	一七、〇〇七	一八、三三九	一七、六〇八
三千人未満	一九、六五七	二〇、八八九	二〇、七二〇	二五、四七〇	一九、八六六
五千人未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三二三	三二、六〇一	二六、九九七
五千人未満	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三〇、三二三
一万五千人未満	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	三六、九二六
二万人以上					四四、四八六

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
二千人未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一八、二二六
二千人未満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八
三千人未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八九九
三千人未満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇
五千人未満	三二、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九九
五千人未満	四六、一八四	五二、〇二二	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二
一万五千人未満	六二、八五五	六七、四〇五	六二、〇七六	六五、八〇八	四九、〇三六
二万人以上					五二、八四八

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
二千人未満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七
二千人未満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一六、六三九
三千人未満	一七、四五六	一八、五二二	一七、〇〇七	一八、三三九	一七、六〇八
三千人未満	一九、六五七	二〇、八八九	二〇、七二〇	二五、四七〇	一九、八六六
五千人未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三二三	三二、六〇一	二六、九九七
五千人未満	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三〇、三二三
一万五千人未満	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	三六、九二六
二万人以上					四四、四八六

投票日	区市町村				
	区	市	町	村	合計
二千人未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一八、二二六
二千人未満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八
三千人未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八九九
三千人未満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇
五千人未満	三二、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九九
五千人未満	四六、一八四	五二、〇二二	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二
一万五千人未満	六二、八五五	六七、四〇五	六二、〇七六	六五、八〇八	四九、〇三六
二万人以上					五二、八四八

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二万人以上	二八、六一三	三〇、九〇一	三七、四一七	四〇、四〇九	三九、六一八	四二、七八六
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
五日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日未満	二八、六一三	三〇、九〇一
五日以上十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日以上十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日以上十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	五日以上十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一
十日以上二十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	十日以上二十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	十日以上二十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一	十日以上二十日未満	二八、六一三	三〇、九〇一
二十日以上	二八、六一三	三〇、九〇一	二十日以上	二八、六一三	三〇、九〇一	二十日以上	二八、六一三	三〇、九〇一	二十日以上	二八、六一三	三〇、九〇一

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円
五日以上十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日以上十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日以上十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五日以上十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円
十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円	十日以上二十日未満	四八、七六六円	一三七、八五〇円
二十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円	二十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円	二十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円	二十日以上	四八、七六六円	一三七、八五〇円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二万人以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	五八、九一六	六三、六四八	四七、五八六	五一、四〇八
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
五日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇
五日以上十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日以上十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日以上十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	五日以上十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇
十日以上二十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	十日以上二十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	十日以上二十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇	十日以上二十日未満	五六、六五〇	六一、二〇〇
二十日以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	二十日以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	二十日以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	二十日以上	五六、六五〇	六一、二〇〇

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
五日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
五日以上十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日以上十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日以上十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日以上十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
十日以上二十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十日以上二十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十日以上二十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十日以上二十日未満	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
二十日以上	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	二十日以上	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	二十日以上	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	二十日以上	八九、八八六円	二〇〇、七六六円

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千九百七十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万九千九百七十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万二百十円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千二百三円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、九百三十五円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千八百七十円、二級地にあつては千六百四十六円、三級地にあつては千五百九十九円、四級地にあつては千二百九十円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙人の数	投票区 市 町 村	選挙	衆議院議員選挙	投票区 市 町 村	選挙	参議院議員選挙	
	区	市	町	村	区	市	町

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、八百九十三円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千七百八十六円、二級地にあつては千五百七十二円、三級地にあつては千五百二十七円、四級地にあつては千二百三十二円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙人の数	投票区 市 町 村	選挙	衆議院議員選挙	投票区 市 町 村	選挙	参議院議員選挙	
	区	市	町	村	区	市	町

五百人未満	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五百人以上 千人未満	一、六七一円	二、〇七一円	一、六七一円	二、〇七一円
千人未満 二千未満	二、四七一円	二、八七一円	二、四七一円	二、八七一円
二千未満 三千未満	二、四七一円	三、二七一円	二、四七一円	三、二七一円
三千未満 五千未満	二、八七一円	三、二七一円	二、八七一円	三、二七一円
五千未満 一万未満	四、〇七一円	四、四七一円	四、〇七一円	四、四七一円
一万以上 二万未満	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円
二万未満 二万五千以上	六、〇七一円	六、四七一円	六、〇七一円	六、四七一円
二万五千以上 六万人以上	六、八七一円	七、二七一円	六、八七一円	七、二七一円

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建築物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

五百人未満	二、四七一円	二、〇七一円	二、四七一円	二、〇七一円
五百人以上 千人未満	二、八七一円	二、四七一円	二、八七一円	二、四七一円
千人未満 二千未満	三、二七一円	二、八七一円	三、二七一円	二、八七一円
二千未満 三千未満	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円
三千未満 五千未満	四、〇七一円	三、六七一円	四、〇七一円	三、六七一円
五千未満 一万未満	四、四七一円	四、〇七一円	四、四七一円	四、〇七一円
一万以上 二万未満	五、六七一円	五、二七一円	五、六七一円	五、二七一円
二万未満 二万五千以上	八、八七一円	六、八七一円	八、八七一円	六、八七一円
二万五千以上 六万人以上	一〇、四七一円	八、四七一円	一〇、四七一円	八、四七一円

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

(新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千 人 未 滿	二 千 人 以 上	三 千 人 未 滿	三 千 人 以 上	五 千 人 未 滿	五 千 人 以 上	一 万 人 未 滿	一 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 以 上	二 万 人 未 滿	二 万 人 以 上	三 万 人 以 上					
一七〇、四一六	二六六、二七五	三六二、一三四	四五七、九九三	五五三、八五二	六四九、七一	七六六、八七二	九一五、九八六	九九〇、五四三	一七三、二三二	二七〇、六七五	三六八、一一八	四六五、五六一	五六三、〇〇四	六六〇、四四七	七七九、五四四	九三一、一二二	一、〇〇六、九一一

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千 人 未 滿	二 千 人 以 上	三 千 人 未 滿	三 千 人 以 上	五 千 人 未 滿	五 千 人 以 上	一 万 人 未 滿	一 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 以 上	二 万 人 未 滿	二 万 人 以 上	三 万 人 以 上					
一七〇、四一六	二六六、二七五	三六二、一三四	四五七、九九三	五五三、八五二	六四九、七一	七六六、八七二	九一五、九八六	九九〇、五四三	一七三、二三二	二七〇、六七五	三六八、一一八	四六五、五六一	五六三、〇〇四	六六〇、四四七	七七九、五四四	九三一、一二二	一、〇〇六、九一一

千 人 未 滿	二 千 人 以 上	三 千 人 未 滿	三 千 人 以 上	五 千 人 未 滿	五 千 人 以 上	一 万 人 未 滿	一 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 以 上	二 万 人 未 滿	二 万 人 以 上	三 万 人 以 上					
二五一、二九八	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七二、七二四	一、三四〇、二五六	一、四六五、九〇五	二六一、〇九〇	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二一八、四二〇	一、三九二、四八〇	一、五二三、〇二五

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千 人 未 滿	二 千 人 以 上	三 千 人 未 滿	三 千 人 以 上	五 千 人 未 滿	五 千 人 以 上	一 万 人 未 滿	一 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 以 上	二 万 人 未 滿	二 万 人 以 上	三 万 人 以 上					
二五一、二九八	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七二、七二四	一、三四〇、二五六	一、四六五、九〇五	二六一、〇九〇	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二一八、四二〇	一、三九二、四八〇	一、五二三、〇二五

三万人以上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二
二万人未満	一一八、三〇七	九三五、九〇九

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五二、一一二円
千人以上	二二七、六七五
二千人未満	三二三、二三八
二千人以上	四〇八、八〇一
三千人未満	四九四、三六四
三千人以上	五七九、九二七
一万人未満	六八四、五〇四
一万人以上	八一七、六〇二
二万人未満	八八四、一五一
二万人以上	
三万人以上	

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日の選挙人の数	平日	休日
-------------	----	----

三万人以上	一二五、八一二	一、四〇〇、九〇六
二万人未満	一一二、七七二	一、二八七、七一六

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一一〇、三〇二円
千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
二千人以上	五二六、二七七
三千人未満	六三六、四二八
三千人以上	八二〇、〇一三
一万人未満	一、〇二八、〇七六
一万人以上	一、一七四、九四四
二万人未満	一、二八五、〇九五
二万人以上	
三万人以上	

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日の選挙人の数	平日	休日
-------------	----	----

千円未満	千円以上、 千円未満	二千人以上、 千円未満	三千人以上、 千円未満	五千人以上、 千円未満	一万人以上、 千円未満	二万人以上、 千円未満	三万人以上
二二三、八五九 円	二二六、六七五 円	三一七、九五三	三二二、三五三	四二七、二七三	五一五、七七一	六一九、四四九	七二二、五九五
八三八、〇五〇	八五〇、七二二	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一	七二四、三三一	八三九、〇五〇	九八八、八八五	一、一〇六、二八〇
二二六、六七五 円	二二二、六四八	三二二、三五三	四二七、二七三	五一三、三三九	六一九、四四九	七二二、五九五	一、一〇六、二八〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千円未満	千円以上、 千円未満	二千人以上、 千円未満	三千人以上、 千円未満	五千人以上、 千円未満	一万人以上、 千円未満	二万人以上、 千円未満	三万人以上
二二六、六七五 円	二二二、六四八	三二二、三五三	四二七、二七三	五一三、三三九	六一九、四四九	七二二、五九五	一、一〇六、二八〇
八三八、〇五〇	八五〇、七二二	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一	七二四、三三一	八三九、〇五〇	九八八、八八五	一、一〇六、二八〇
二二六、六七五 円	二二二、六四八	三二二、三五三	四二七、二七三	五一三、三三九	六一九、四四九	七二二、五九五	一、一〇六、二八〇

千円未満	千円以上、 千円未満	二千人以上、 千円未満	三千人以上、 千円未満	五千人以上、 千円未満	一万人以上、 千円未満	二万人以上、 千円未満	三万人以上
三〇二、九〇〇 円	三一二、六七四 円	四二八、二七七	四四二、九三八	五八四、九六七	六六〇、八〇二	七九五、七六四	一、〇〇四、七七九
七九五、七六四	八二四、〇〇〇	九一八、二七六	一、四七〇、四〇四	一、二五二、〇五四	一、四一八、二七六	一、四一八、二七六	一、五四三、七〇六
三〇二、九〇〇 円	三一二、六七四 円	四二八、二七七	四四二、九三八	五八四、九六七	六六〇、八〇二	七九五、七六四	一、〇〇四、七七九

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千円未満	千円以上、 千円未満	二千人以上、 千円未満	三千人以上、 千円未満	五千人以上、 千円未満	一万人以上、 千円未満	二万人以上、 千円未満	三万人以上
三〇二、九〇〇 円	三一二、六七四 円	四二八、二七七	四四二、九三八	五八四、九六七	六六〇、八〇二	七九五、七六四	一、〇〇四、七七九
七九五、七六四	八二四、〇〇〇	九一八、二七六	一、四七〇、四〇四	一、二五二、〇五四	一、四一八、二七六	一、四一八、二七六	一、五四三、七〇六
三〇二、九〇〇 円	三一二、六七四 円	四二八、二七七	四四二、九三八	五八四、九六七	六六〇、八〇二	七九五、七六四	一、〇〇四、七七九

二万人未満	八七〇、五七八	八八五、七二四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 千人未満	開票所の定員 千人以上	平日	休日
千人未満	千人未満	二二二、三〇七円	二三五、一一三円
千人未満	千人未満	三三一、一五三	三三五、五五三
二千人未満	二千人未満	四三九、二四一	四四五、二二五
二千人未満	二千人未満	五三八、四七五	五四六、〇四三
五千人未満	五千人未満	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万人未満	一万人未満	七四五、八〇三	七五六、五三九
二万人未満	二万人未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
三万人以上	三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

平日	休日
----	----

二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 千人未満	開票所の定員 千人以上	平日	休日
千人未満	千人未満	三〇九、四一六円	三一九、二〇八円
千人未満	千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
二千人未満	二千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
二千人未満	二千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
五千人未満	五千人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万人未満	一万人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
二万人未満	二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
三万人以上	三万人以上	一、四八一、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	三万人以上	一、五八一、七二六	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

平日	休日
----	----

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五二、一一二円
千人以上	二三七、六七五
二千人未満	三二三、二三八
二千人以上	四〇八、八〇一
三千人未満	四九四、三六四
三千人以上	五七九、九二七
一万人未満	六八四、五〇四
一万人以上	八一七、六〇二
二万人未満	八八四、一五一
二万人以上	
三万人以上	

17 13 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一一〇、三〇二円
千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
二千人以上	五二六、二七七
三千人未満	六三六、四二八
三千人以上	八二〇、〇一三
一万人未満	一、〇二八、〇七六
一万人以上	一、一七四、九四四
二万人未満	一、二八五、〇九五
二万人以上	
三万人以上	

17 13 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人をこえる数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六四、〇一七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇三、二七六
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二七四、六四七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万三千六百四十二円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万六千二百円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百二十三万九百三十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、二万八千三十五円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万六千七十円、二級地にあつては四万九千三百四十二円、三級地にあつては四万七千九百四十円、四級地にあつては三万八千六百八十八円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、四六四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、二万六千七百七十五円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万三千五百五十円、二級地にあつては四万七千二百二十四円、三級地にあつては四万五千七百八十五円、四級地にあつては三万六千九百五十円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道

府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四二	九八	一八	三六
二 三十万以上 四十万未満	円	銭	四二	三三	一八	一四
三 四十万以上 五十万未満	円	銭	四一	二二	一七	六七
四 五十万以上 七十万未満	円	銭	八七	六一	一七	五七
五 七十万以上 百万未満	円	銭	二二	〇四	一七	二〇
六 百万以上	円	銭	三七	八二	一七	〇〇

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
-----	------	---	---	---	---

府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四二	〇三	一八	七八
二 三十万以上 四十万未満	円	銭	四四	五五	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	円	銭	四三	二九	一七	八九
四 五十万以上 七十万未満	円	銭	〇一	七五	一七	七三
五 七十万以上 百万未満	円	銭	四二	七三	一七	四八
六 百万以上	円	銭	三九	九九	一七	二一

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
-----	------	---	---	---	---

九 未 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一三、六〇〇 円
九 三 以 未 満 上	一六、二七五	一五、一二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	平日		金額
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
休 日	七、九二一 円	二四、五二八	二五、八四九
	二四、五二八	二四、五二八	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千五百五十円、休日にあつては一万七千八百二十六円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、三百七十四円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては七百四十八円、二級地にあつては六百五十八円、三級地にあつては六百四十円、四級地にあつては五百十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

九 未 満	一五、一二五 円	一四、一七五 円	一三、一二五 円
九 三 以 未 満 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	平日		金額
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	
休 日	六、八六六 円	二二、九六六	二五、三二七
	二二、九六六	二二、九六六	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、三百五十七円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては七百十四円、二級地にあつては六百二十八円、三級地にあつては六百十円、四級地にあつては四百九十三円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

区		市		町		村	
選挙人の数が三万人未満のもの	三六、一、二九六	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一七、〇四二	選挙人の数が三万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三、〇九八	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一七、〇七〇	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二、一六八	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一七、〇七〇	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が十五万人以上のもの	三三、〇三六	選挙人の数が十五万人以上のもの	二四、七、一八二	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六、二、二六六	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、六六、一九九	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三九、〇二八	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、〇四二
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七六、〇五九	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五九	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五九
選挙人の数が二万人以上のもの	七六、〇五九	選挙人の数が二万人以上のもの	五七、〇四二				

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、都道府県にあつては一万二千二百十四円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては五千六百七円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合においては、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

寒冷地手当の支給地域	都道府県、市町村等	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二二、四二八円	一一、二二四円
二級地	一九、七三七	九、八六八
三級地	一九、一七六	九、五八八
四級地	一五、四七五	七、七三八

5 5 11 (略)

(再選挙等の経費)

区		市		町		村	
選挙人の数が三万人未満のもの	三七、一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一七、〇四二	選挙人の数が三万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三、〇九八	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一七、〇七〇	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二、一六八	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一七、〇七〇	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が十五万人以上のもの	三三、〇三六	選挙人の数が十五万人以上のもの	二四、七、一八二	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、〇五九
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六、二、二六六	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、六六、一九九	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三九、〇二八	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、〇四二
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七六、〇五九	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五七、〇四二	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五九	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五九
選挙人の数が二万人以上のもの	七六、〇五九	選挙人の数が二万人以上のもの	五七、〇四二				

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、都道府県にあつては一万七百十円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては五千三百五十五円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合においては、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

寒冷地手当の支給地域	都道府県、市町村等	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二二、四二〇円	一一、〇七〇円
二級地	一八、八五〇	九、四二五
三級地	一八、三二四	九、一五七
四級地	一四、七八〇	七、三九〇

5 5 11 (略)

(再選挙等の経費)

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「二、二七四、六四七」とあ
るのは「一、二七五、六七六」と、同条第二項中「百十二万千九
百三十円」とあるのは「六十八万三千九百八十円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項
及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理する
こととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「二、二六六、四六四」とあ
るのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万千九
百八十五円」とあるのは「六十九万百十円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、
、第五条第十六項
及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理する
こととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

【附則第三項関係】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）		別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）	
国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号） （略）	第四条第十五項、 第四条の二第三項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定によ り都道府県が処 理することとされて いる事務 （略）	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号） （略）	第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定によ り都道府県が処 理することとされて いる事務 （略）